(5)　制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

(6)　制度導入・適用計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人材開発支援助成金の受給についての申請書を提出する日までの間（(7)において「基準期間」という。）において、当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(7)　制度導入・適用計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(8)　(1)の措置に要した費用の負担の状況及び当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ホ　次のいずれにも該当する事業主団体等であること。

(1)　検定実施計画（構成事業主の雇用する被保険者を対象とした職業能力検定の構築及び実施を行う計画をいう。）に基づき、当該措置を構成事業主に行わせる事業主団体等であること。

(2)　構成事業主において当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた事業主団体等であること。

第百二十五条第一項第二号中「キャリア形成促進助成金の額は、次に掲げる」を「次のイからハまでに掲げる事業主又は事業主団体等の」に、「次に定める額とする。」を「それぞれ当該規定に定める額」に改め、同号イ中「該当する事業主」の下に「又は事業主団体等」を加え、同号イ(1)中「一般企業型訓練」を「一般訓練」に改め、「当該事業主」の下に「又は事業主団体等」を加え、「（実習（事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。以下同じ。）以外の職業訓練等をいう。以下同じ。）」を削り、「三分の一」を「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」に改め、同号イ(2)中「一般企業型訓練」を「一般訓練」に、「四百円」を「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」に改め、同号ロ中「該当する事業主」の下に「又は事業主団体等」を加え、同号ロ(1)中「若年人材育成型訓練」を「特定訓練」に、「三分の一」を「百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）」に改め、「中小企業事業主」の下に「及び事業主団体等」を加え、「二分の一」を「百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）」に、「若年労働者」を「被保険者」に改め、同号ロ(1)(i)中「二十時間」を「十時間」に改め、同号ロ(2)中「若年労働者」を「被保険者」に、「若年人材育成型訓練」を「特定訓練」に、「千二百時間」を「、千二百時間（当該被保険者に認定訓練又は専門実践教育訓練を受けさせる場合にあつては、千六百時間）」に、「四百円」を「三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）」に、「八百円」を「七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円）」に改め、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ　前号ハに該当する事業主又は事業主団体等　次に掲げる額の合計額

(1)　特定雇用型訓練（特定分野訓練を除く。以下この(1)において同じ。）（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）又は特定中高年雇用型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）又は特定中高年雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の三十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の四十五）（中小企業事業主にあつては、百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）の額（その額が、当該特定雇用型訓練又は特定中高年雇用型訓練を受けた雇用型訓練対象者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の特定雇用型訓練又は特定中高年雇用型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　特定分野訓練（当該事業主又は事業主団体等が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに特定分野訓練（当該事業主又は事業主団体等が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の百分の四十五（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の六十）（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、百分の六十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該特定分野訓練を受けた対象被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の特定分野訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、五十万円）

(3)　その雇用する雇用型訓練対象者又は中高年雇用型訓練対象者に対して、特定雇用型訓練（座学等に限る。）又は特定中高年雇用型訓練（座学等に限る。）を受ける期間中に支払つた賃金の額の算定の基礎となつた労働時間数（当該雇用型訓練対象者又は中高年雇用型訓練対象者一人につき、千二百時間を限度とする。）に三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、七百六十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、九百六十円））を乗じて得た額

(4)　その雇用する雇用型訓練対象者の一人につき、一の特定雇用型訓練（座学等を除く。）の実施時間数（当該雇用型訓練対象者一人につき、六百八十時間を限度とする。）に三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円））を乗じて得た額

(5)　その雇用する中高年雇用型訓練対象者の一人につき、一の特定中高年雇用型訓練（座学等を除く。）の実施時間数（当該中高年雇用型訓練対象者一人につき、三百八十二時間三十分を限度とする。）に三百八十円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四百八十円）（中小企業事業主にあつては、六百六十五円（生産性要件に該当する事業主にあつては、八百四十円））を乗じて得た額

ニ　前号ニに該当する事業主　四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）

第百二十五条第一項第二号ホからヲまでを削り、同号ワ中「前号ワ」及び「同号ワ」を「前号ホ」に改め、「（当該措置の適用を受ける一定数の被保険者が生じた場合に限る。）」を削り、同号ワを同号ホとし、同条第二項中「一の年間職業能力開発計画」を「一の年度において、年間職業能力開発計画」に、「キャリア形成促進助成金」を「人材開発支援助成金」に改め、同項第一号中「認定訓練」を「特定訓練」に、「対象新規採用者、対象短時間等労働者若しくは対象被保険者」を「雇用型訓練対象者」に、「対象認定実習併用職業訓練」を「特定雇用型訓練」に、「、対象被保険者」を「（対象被保険者に特定分野訓練を受けさせる場合を含む。）又は中高年雇用型訓練対象者」に、「特定分野認定実習併用職業訓練」を「特定中高年雇用型訓練」に改め、「又は対象中高年職業能力形成促進者又は対象短時間等労働者に中高年齢者雇用型訓練を受けさせる場合」を削り、同条第三項中「第一項第一号ロからホまで、ト及びリ」を「第一項第一号ロ並びにハ(1)及び(2)」に、「同項第二号ロからホま